

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 要件

事業所名		生活介護 Let's
番号	職種	事業所 要件
①	経験・技能のある障害福祉人材	次の条件を満たす職員を「経験・技能のある障害福祉人材」とし、具体的な支給額は人事考課を踏まえて決定。 国家資格のいずれかの資格保持者※1及び児童発達支援管理責任者。
②	他の障害福祉人材	保育士、児童指導員、障害福祉サービス経験者、その他の従業者
③	その他の職種	送迎ドライバー

※1 介護福祉士、社会福祉士、保育士

賃金改善に関する規定内容	特定処遇改善加算の新設(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 特定処遇改善加算の額を次のとおりとする。 経験・技能のある障害福祉人材 月額 1,000円～40,000円
--------------	---

番号	職種	職場環境要件	法人としての取り組み
①	資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅食員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担をするための代替職員確保を含む)	資格支援制度を導入し、受験料や研修費等の補助を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
②	労働環境・処遇の改善	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、全館及び敷地内全面禁煙。ストレスチェック、職員休憩室の確保。
③	その他	中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)	意欲ある職員の採用。勤務シフトの配慮。
		非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している。
		職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員を採用し、一人一人の業務を分散させ負担を軽減している。